

## ルクセンブルク滞在制度

日本とルクセンブルクの間には査証相互免除取極があるので、観光、短期商用など3か月以内の滞在は査証を取得せずに入国できます。但し、ルクセンブルクを含むシェンゲン領域内における観光等の短期滞在者の滞在可能期間は、「**あらゆる 180 日の期間内で最大 90 日間**」となっていますので注意が必要です（詳細につきましては、外務省ホームページの「渡航関連情報」の「ビザ（査証）」の『欧州諸国を訪問する方へ』（[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page4\\_000122.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page4_000122.html)）をご覧ください。）。

ルクセンブルクに3ヶ月以上滞在（就労、就学等）する場合には、滞在許可証が必要になります。滞在許可証の取得には、

○ルクセンブルク入国前にルクセンブルク外務・移民省移民局に対し、仮滞在許可（*autorisation de sejour temporaire*）の発給を申請し、発給を受けた後ルクセンブルクに渡航する。

○ルクセンブルクに到着後、本滞在許可証取得のための必要な手続きをとる。

という段階を踏む必要があります。以下に具体的な手続きについて説明します。

### 1. 在留資格の種類

ルクセンブルクに3か月以上滞在する場合には、滞在許可証を取得しなければなりません。滞在許可証が発給される在留資格は次の通りです。

- ◇「一般給与所得者」（*Travailleur salarie*）
- ◇「高度有資格者（欧州ブルーカード）」（*Carte bleue europeenne*）  
※欧州ブルーカード保持者はEU内での転勤が容易になります。有効期限は2年間です。
- ◇「研究者」（*Chercheur*）
- ◇「一般給与所得者：企業内転勤」（*Travailleur salarie transfere*）
- ◇「一般給与所得者：長期出張（期間限定）」（*Travailleur salarie detache*）  
※予定された派遣期間のみ有効で、その延長は原則認められません。
- ◇「自営業者」（*Travailleur independant*）
- ◇「第三人の家族」（*Membre de famille d'un ressortissant de pays tirers*）  
※許可を受ければ就労が可能です。

- ◇ 「私的理由」 (Pour raisons privees)
- ◇ 「学生」 (Etudiant)
  - ※ルクセンブルク大学等への留学。許可を受ければ短時間の就労が可能です。
- ◇ 「無報酬研修生」 (Stagiaire non remunere)
- ◇ 「アスリート、インストラクター」(Sportif ou entraineur)
- ◇ 「ボランティア」 (Volontaire)
- ◇ 「生徒」 (Eleve) ※高校等の交換留学生等

※ 日系企業邦人駐在員には、主に「一般給与所得者：企業内転勤」又は「欧州ブルーカード」の資格が付与されることが想定されている模様です。

※ この他に「EU 諸国人の家族 (Membre de famille d'un citoyen de l'Union)」がありますが、この在留資格は仮滞在許可の申請が必要なく、上記在留資格と申請手続きが異なりますので後述とします。

## 2. 渡航前日本で行う手続き

(1) 日本出発前に本人又は企業から、ルクセンブルク外務・移民省移民局に対し、仮滞在許可 (autorisation de sejour temporaire) の発給を申請します。

ルクセンブルク外務・移民省移民局  
Ministeres des Affaires etrangeres et de l'Immigration  
Direction de l'Immigration  
B.P. 752, L - 2017 Luxembourg  
Tel: (+352) 247-84040 (電話問合せ: 平日 14:00-16:00)  
Fax: (+352) 22 16 08  
Email: immigration.public@mae.etat.lu  
<http://www.mae.lu/en/content/view/full/32695>

(2) 提出書類は、在留資格によって異なりますのでそれぞれの在留資格に合わせ移民局ホームページ等で確認が必要ですが、基本的に「無犯罪証明書」、「旅券の全頁原本認証」、「戸籍謄(抄)本の仏訳」等が必要となります。

(3) 移民局の審査後、仮滞在許可が発行されます。仮滞在許可は発行から90日間有効なので有効期限内にルクセンブルクに入国する必要があります。

## 3. 入国後、ルクセンブルクで行う手続き

(1) ルクセンブルクに到着後、業務日3日以内(且つ仮滞在許可有効期限内)に住居を構える予定の地元コミュニティで到着届出(declaration d'arrivee)を行い、到着届出受付書(recepisse)の交付を受けます。仮滞在許可と到着届出受付書が滞在許可証(titre de sejour)発行までの滞在を保証するものとなります。

(2) ルクセンブルク国内の病院で健康診断を受診します。結果は保健省に送られ、健康状態について問題ないがなければ、保健省から移民局にその旨が通知されます。

(3) 仮滞在許可有効期限内(90日以内)に、移民局に滞在許可証(titre de sejour)の発行を申請します。滞在許可証発給申請書に必要な提出書類が列挙されていますが、仮滞在許可、到着届出受付書、住居契約書等が必要となります。

(4) 滞在許可証申請及び健康診断結果に基づく申請者の健康状態に関する保健省通知が移民局に対して行われた時点で、写真登録及び指紋採取のため、移民局による申請者の呼び出しがあります。申請者は国際民間航空機関(ICAO)の規格にあった写真(45mm×35mm、日本旅券の申請写真と同じ規格)1枚を提出する必要があります。

(5) 写真及び指紋データの登録が終了すると滞在許可証の発行日が申請者に通知されます。通知された日に移民局に行き、滞在許可証を受領します。滞在許可証受領後より到着届出を行った地元コミュニティで居住証明書(certificat de residence)の発行を受けられるようになります(居住証明書は、運転免許証の切り替えに必要です)。

#### 4. 滞在許可に関する留意事項

##### (1) 家族の同伴・呼び寄せ

「欧州ブルーカード」及び「一般給与所得者：企業内転勤」の方は、家族を同伴又は直ちに呼び寄せすることができます。しかし、「一般給与所得者」の場合には、呼び寄せ申請をするのに12か月待つ必要があり、申請後、更に許可が下りるまで最大で9か月かかる場合があります。「一般給与所得者：長期出張(期間限定)」の場合は家族の同伴・呼び寄せはできません。

##### (2) 長期滞在許可証への切り替え

当地に5年以上居住されている方は、長期滞在許可証(permis de sejour de resident longue duree)を取得することが可能です。その場合、パスポート、安定した収入の証明、居住証明、医療保険証等が必要です。

(3) EU 諸国人の家族（婚姻予定の方含む）

EU 諸国人の家族の方は仮滞在許可を取得する必要はありません。有効な日本国旅券（残存期間3カ月以上）をもってルクセンブルク入国後、3カ月以内に住居を構える予定の地元コミューンに「EU 諸国人の家族滞在許可証（Carte de sejour pour membre de famille d'un citoyen de l'Union）」を申請してください。婚姻予定の方は、先に婚姻手続きを済ませる必要があります。婚姻手続きに必要な出生証明書及び独身証明書は、当館で作成できますが、その作成に必要な戸籍謄（抄）本には、日本の外務省でアポステューユ（付箋による証明）を取得する必要があります。書類提出後、通常数カ月で連絡があり、滞在許可証の発給を受けます。

上記説明は、2008年の移民法制定及び2012年の同法改正に伴い、当国法律条文及び当国政府ホームページに掲載された補足情報を基に作成しています。届出時に実際に必要な書類等具体的な内容につきましては、予めご確認することをお勧めします。

**【問い合わせ先】**

ルクセンブルク外務・移民省移民局

Ministeres des Affaires etrangeres et de l'Immigration

Direction de l'Immigration

所在地：26, route d'Arlon, L-1140 Luxembourg

受付窓口：平日 8:30-11:00

Tel: (+352) 247-84040（電話問合せ：平日 14:00-16:00）

Fax: (+352) 22 16 08

Email: immigration.public@mae.etat.lu